



ができることといたしております。  
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の森林・林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給と国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の維持増進などを通じて、国民経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたところであり、このような森林・林業の果たす役割りに対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと考えられます。

しかしながら、最近におけるわが国林業をめぐる諸情勢はきわめて厳しいものがあり、木材需要の伸び悩み、外材の進出、経営コストの増大等により、林業の収益性は著しく悪化しております。

このため、伐採、造林その他の林業生産活動は著しく停滞し、また、国内産木材の生産、流通を担う事業者も弱体化しつつあります。これらの動きが今後とも続けば、国内産木材の供給力はさらに低下し、将来にわたる森林資源の整備充実に支障が生ずるばかりでなく、国土保全等の公益的機能の低下すら懸念されることとあります。

このため、当分の間、林業経営の改善及び国内産木材の生産、流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する特別措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することとし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一は、基本方針の策定であります。農林水産大臣は、林業経営の改善及び国内産木材の生産、流通の合理化に関する事項についての基本方針を定めなければならないものとしてしております。

第二は、林業経営の改善のための措置であります。林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対して農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間の特例について定めております。

第三は、国内産木材の生産、流通の合理化のための措置であります。国内産木材の生産、流通の合理化を図るための計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者がその計画に従って合理化を推進するに必要な資金の調達を円滑にするための措置を講ずることとしております。

このほか、国内産木材の流通の合理化を図るための計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた木材卸売業者等がその計画に従って合理化を推進するに必要な資金を借り入れることにより負担する債務について、林業信用基金は、保証を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 引き続き、両案について順次補足説明を聴取いたします。森水産庁長官。

○森政府委員 沿岸漁業改善資金助成法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則第十五条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び

沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することをその目的といたしております。

次に、第二条におきましては、都道府県が貸し付けを行うこれらの資金をそれぞれ定義してあります。

まず、「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営または操業状況の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術または漁労の安全の確保もしくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうこととしております。

次に、「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいうこととしてあります。

また、「後継者等養成資金」とは、漁業後継者たる青少年または漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、または近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するにふさわしい者となるために必要な沿岸漁業の経営方法または技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいうこととしてあります。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきましても定めてあります。

すなわち、政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金または後継者等養成資金の貸し付けの事業を行うときは、都道府県に対し、予算の範囲内において、貸し付けに必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができることとしてあります。

第四条及び第五条におきましては、貸付金の貸し付け条件につきまして、その限度額、利率、償還期間及び据え置き期間について定めてあります。すなわち、一沿岸漁業従事者等ことの貸し付け限度額は、それぞれの資金の種類ごとに、農林水

産省令で定めることとしてあります。

また、利率につきましては、これらの資金の性格にかんがみ、これを無利子とするともに、償還期間は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあっては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあっては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とすることとしてあります。

さらに、据え置き期間につきましては、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定めることとしてあります。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たっては保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支払いを猶予できること等資金の貸し付けに係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めてあります。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、その事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととするともに、その事業に係る事務の一部を漁業協同組合連合会等に委託することができることとしてあります。

第十四条及び第十五条におきましては、交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額または都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とすること及び都道府県が貸し付けの事業を廃止したときは、政府の補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならないことについて定めてあります。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めてあります。この法律は、公布の日から施行することとしてあります。以上をもちまして、沿岸漁業改善資金助成法案の提案理由の補足説明を終わります。

○佐藤委員長 藍原林野庁長官。

○藍原政府委員 林業等振興資金融通暫定措置法

案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、農林水産大臣が定める基本方針についてであります。これは第二条に規定いたしております。基本方針におきましては、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していることにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めることとしたしております。

なお、農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、林政審議会の意見を聞かなければならないこととしたしております。

第二に、林業経営改善のための措置についてであります。これは第三条及び第四条に規定いたしております。まず、林業を営む者は、林業経営を改善するためとなるべき措置等を記載した林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしたしております。

この認定を受けた者に対して、農林漁業金融公庫が造林資金または林道資金の貸し付けを行う場合における貸付金の償還期限及び据え置き期間は、農林漁業金融公庫法の規定にかかわらず、造林資金にあつてはそれぞれ四十五年以内及び二十五年以内において、林道資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとしたしております。

第三に、国内産木材の生産、流通の合理化のための措置についてであります。これは第五条及び第六条に規定いたしております。まず、都道府県知事は、森林組合または素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者もしくは木材市場開設者の組織する団体等の申請に基づき、これらの者の作成する国内産木材の生産、流通の合理化を図るためにとるべき措置等を記載した合理化計画の認定

をすることができるといたしております。

この認定を受けた者が国内産木材の生産、流通の合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金を調達する場合に円滑にするために必要な資金の供給の事業を行う都道府県に対し、林業信用基金は、当該事業に必要な資金を貸し付けることができるといたしております。

また、林業信用基金は、林業信用基金に出資している森林組合、木材卸売業者等で合理化計画の認定を受けたものが、国内産木材の生産、流通の合理化を図るためにとるべき措置を実施するのに必要な資金を融資機関から借り入れることにより負担する債務を保証することができるといたしております。

第四に、林業信用基金の業務の特例に伴う所要の規定の整備についてであります。これは第七条に規定いたしております。すなわち、都道府県に対する資金の貸し付けの業務についての区分経理、都道府県に対する資金の貸し付けに必要な資金の一部に充てるための長期借入金及びこれに係る債務についての政府保証並びに都道府県に対する資金の貸し付けの業務に要する経費の一部補助に関する規定を設けるといたしております。

このほか、林業信用基金から資金の貸し付けを受けて事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法の規定により設置する特別会計においてあわせて行うことができるといたしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十分散会

### 沿岸漁業改善資金助成法

#### 沿岸漁業改善資金助成法

##### (目的)

第一条 この法律は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

- 一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業

(前号に該当するものを除く。)

##### 三 水産動物の養殖の事業

2 この法律において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

をいう。

4 この法律において「後継者等養成資金」とは、漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するために必要な資金で政令で定めるものをいう。

##### (政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。)に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率等)

第五条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、経営等改善資金及び後継者等養成資金にあつては七年を超えない範囲内で、生活改善資金にあつては五年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(保証人)

第六條 第三條第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)  
第七條 第三條第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によって行ふものとする。

(貸付けを行ふ場合)  
第八條 経営等改善資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)が申請に係る経営等改善資金をもつて近代化的な漁業技術又は漁業の安全の確保若しくは漁具の損壞の防止のための施設を導入することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該漁業技術又は施設を導入することが必要であると認められる場合に限る、行ふものとする。

2 生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限る、行ふものとする。

3 後継者等養成資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る後継者等養成資金をもつて近代化的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することにより近代化的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代化的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限る、行ふものとする。

(期限前償還)  
第九條 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付け金の全部又は一部の償還を請求すること

ができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)  
第十條 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

第十一條 都道府県は、貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九條の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)  
第十二條 都道府県が、第三條第一項に規定する事業を行つた場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三條第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)  
第十三條 都道府県は、政令で定めるところにより、その行つ第三條第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つ漁業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

2 前項の漁業協同組合連合会その他政令で定め

る法人は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行ふことができる。

(補助金の額)  
第十四條 政府が第三條第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)  
第十五條 都道府県は、第三條第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十條第二号の次の次の一号を加える。  
二の二 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第 号)に基づいて、都道府県の行つ資金の貸付けにつき助成を行ふこと。

理由  
最近における沿岸漁業の経営の状況等にかんがみ、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業等振興資金融通暫定措置法案  
林業等振興資金融通暫定措置法案

(目的)  
第一條 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

(基本方針)  
第二條 農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展とを密接に関連して行つことにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めるものとする。

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(林業経営改善計画)  
第三條 林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の林業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 林業経営の現状  
二 林業経営を改善するためにとるべき措置  
三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限る、同項の認定をするもの

とする。

一 林業経営改善計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。  
二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、次条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

四 前三項に規定するものは、林業経営改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)  
第四条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)が前条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限(償還期間を含む)及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ四十五年以内及び二十五年以内において、同項第四号に掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において公庫が定めるものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第...号。以下「暫定措置法」という。)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに暫定措置法第四条第一項」とする。

第五条 都道府県知事は、その管轄する都道府県(合理化計画)  
第一類第八号 農林水産委員会議第...号 昭和五十四年三月一日

の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する国内産木材の生産又は流通の合理化を図るための計画(以下「合理化計画」という。)が適当である旨の認定をすることが出来る。  
一 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会  
二 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者(以下「市場開設者」という。)の組織する団体  
三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者  
四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

2 合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。  
一 事業の経営の現状  
二 国内産木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置  
三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 第一項の認定は、同項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。  
一 合理化計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。  
二 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

4 前三項に規定するものは、合理化計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(林業信用基金の業務の特例等)  
第六条 林業信用基金(以下「基金」という。)は、林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第二十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。  
二 基金に出資している次に掲げる者(その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつて居るに掲げる者を含む。)で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。  
イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者(以下「木材卸売業者等」という。)であるもの  
ロ 木材卸売業者等(資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。)が直接又は間接の構成員となつて居る中小企業等協同組合  
ハ 木材卸売業者等

三 前二号の業務に附帯する業務  
第七条 基金は、前条第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。  
2 基金は、前条第一号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証すること

4 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、前条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

5 この法律の規定により基金の業務が行われる場合には、林業信用基金法第六条中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第...号。以下「暫定措置法」という。)」第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七條第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに暫定措置法第六條第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第八條及び第十二條第二項中「及び林業者等」とあるのは「並びに林業者等並びに暫定措置法第六條第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第三十一條第一項中「決定」とあるのは「決定及び暫定措置法第六條第一号の業務」と、同法第三十九條、第四十條第二項及び第四十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第四十五條第一号中「又は第三十六條第一項若しくは第二項ただし書」とあるのは「第三十六條第一項若しくは第二項ただし書又は暫定措置法第七條第二項」と、同法第四十九條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第六号中「第二十九條」とあるのは「第二十九條又は暫定措置法第六條」とする。  
(都道府県の特別会計)  
第八条 第六條第一号の規定により基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十二條第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

五

理由

林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。